

「都市計画法第35条の2」の変更許可について

平成9年5月7日制定

1 変更許可を要する項目と手続

開発行為の変更許可については、開発許可に関する手続規定が準用されるため、開発審査会の議を経た案件の変更許可については、再度審査会で審議を経ることとなる。

具体的には、法第30条第1項等に掲げる次の事項である。

- (1) 開発区域の位置、区域、規模
- (2) 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途
- (3) 当該開発行為が該当する開発審査会提案基準の号
- (4) 開発行為に関する設計
- (5) 工事施行者
- (6) 資金計画
- (7) その他

なお、変更により開発審査会の議を経る必要が生じることとなる案件についても、審査会で変更許可について審議を経ることとなる。

また、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに開発許可を受けることが必要となる。

2 開発審査会案件の取扱運用

開発審査会の議を経た案件で、1の(4)から(7)までの事項に係る変更許可については再度審査会で変更許可について審議を経る必要がないものとする。

ただし、1の(1)から(3)までの事項に係る変更許可についても、個別に判断し、変更の度合いが小さいと認められるものは、変更許可について審議を経ないことができるものとする。